

第33回三川町農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和7年7月25日(金) 午前9時30分

2. 総会の場所 三川町役場 議場

3. 総会に出席した農業委員は、次のとおりである。

1番 黒田 暢 委員 2番 大川里美 委員 3番 志田敏朗 委員  
4番 恩田明雄 委員 5番 五十嵐晃樹 委員 6番 齋藤俊介 委員  
7番 石栗 聡 委員 8番 齋藤 学 委員 9番 齋藤 茂 委員  
10番 庄司正廣 委員

農地利用最適化推進委員

大沼隆一 推進委員 菅原義弘 推進委員 松田 潤 推進委員

4. 総会に欠席した農業委員等は、次のとおりである。

なし

5. 総会に付した案件は、次のとおりである。

第1 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について  
第2 報告第2号 許可を要しない農地の転用について  
第3 議案第78号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

6. 議長 三川町農業委員会 会長 庄司正廣

7. 会議に職務のために出席した者は、次のとおりである。

三川町農業委員会 事務局 長 菅原 勲  
総務係 長 渡部 涼子  
調整主任 須藤 輝一  
会計年度任用職員 高橋 加奈

議 長 　ただ今より、第33回三川町農業委員会総会を開会いたします。  
(9:30)

総会の日程は、事前送付のあった総会資料に記載のとおりです。  
次に、議事録署名委員の選出についてお諮りします。  
時間の関係上、議長から指名することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。  
したがって、2番 大川 里美 委員、8番 齋藤 学 委員の2名を指名します。

これより、報告並びに議案の審議に入ります。  
それでは、日程第1 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」から日程第2 報告第2号「許可を要しない農地の転用について」までの報告を求めます。  
事務局、説明願います。

渡部総務係長 (説明) ≪ 報告第1号 ≫  
(説明) ≪ 報告第2号 ≫

議 長 　以上で日程第1から日程第2までの報告を終わります。  
次に、日程第3 議案第78号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とし、審議します。  
事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長 (説明) ≪ 議案第78号 ≫

議 長 　本案については、転用でありますので、過日実査しております。実査委員長より報告を求めます。  
6番 齋藤 俊介 委員 登壇願います。

6番 　6番齋藤俊介です。7月8日、恩田明雄委員、齋藤茂委員と私、事務局より渡部総務係長の4名で実査を行いました。この案件は\*\*\*\*\*が既存の格納庫を取り壊したため、当該敷地内に設置していたビニールハウスを解体し、新たな保管場所として設置するものであります。申請地北側は宅地として昨年、農地法第5条の許可が下りております。西側、南側は住宅に囲まれており、東側は、用水路、排水路、町道を挟み農用地がありますがもともと倉庫が建っているため今回の転用計画が農地に与える影響はありません。雨水は自然流下で西側側溝に排水になります。また、今回の転用にあたり、過去の違法転用がありましたが、今後、農地法に抵触することの無いようにと農業委員会あてに誓約書が提出されたことで現状を追認し、許可相当と判断します。報告を終わります。

議 長 　これより質疑に入ります。本案について、ご意見ございませんか。  
意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。本案については、「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。  
(挙手) (賛成9名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については「許可相当」といたします。

暫時休憩します。

(9 : 40)

再開します。

(9 : 41)

以上をもちまして、第33回三川町農業委員会総会を閉会します。

(9 : 41)

会議の顛末に相違がないことを証するため署名をする。

議 長

議事録署名委員 2 番

議事録署名委員 8 番